

平成22年11月24日

日系企業の皆様へ

在チェコ日本国大使館経済班

日・チェコ社会保障協定の運用に関する情報(続報)

日・チェコ社会保障協定については、日本からチェコに一時的に派遣される被用者でチェコ国内の現地法人と雇用契約を締結している方々の取扱について、日本側とチェコ側で意見の相違が生じているところです。

しかしながら、この度、本件について両国当局間で協議した結果、意見の相違が解消されるまでの当面の解決策として、これらの方々についても、同協定第10条によりチェコ社会保険料の免除申請が可能であり、個別審査を経て認められれば、チェコの社会保険料が免除されることとなりました。

このため、今後、チェコに一時的に派遣されるため、チェコの社会保険料の免除を申請するが、現地法人と雇用契約を締結する予定がある方は、平成22年12月1日以降、別添2の新様式により、日本本社を管轄する年金事務所で手続きをしていただくことになります。

また、既に同協定第7条1による適用証明書を保有しているが、現地法人と雇用契約があるため、現時点においてチェコの社会保険料が免除されていない方についても、平成22年12月1日以降、別添2の新様式により申請頂くことが可能です。詳細については、別添1の資料をご参照ください。

なお、既にチェコの社会保険料が免除されている方は改めて第10条に基づく申請を行う必要はありません。

また、日本国内においても、別添1、2の内容の周知が行われていることを合わせてお知らせ致します。別添資料の内容に関する問い合わせについては、同資料に掲載されております照会先にご連絡願います。

平成22年11月24日

日本からチェコに従業員を派遣する企業関係者の方々へ

日・チェコ社会保障協定は、日・チェコ両国の企業等からそれぞれ相手国に一時的に派遣される被用者等（企業駐在員など）が、年金、医療保険等の社会保険料の二重払い等の問題に直面することのないようにすることなどを目的としています。

この度、日本において発行されたチェコ社会保険料の免除のための証明書（「適用証明書」）があるにもかかわらず、「日本からチェコに一時的に派遣される被用者で、チェコ現地法人と雇用契約を締結している者」について、チェコ当局によりチェコ社会保険料の免除が認められない事例がありました。

これを受けて、両国当局間で協議した結果、当面の間、上記のような者が、チェコの社会保険料の免除を希望する場合、日・チェコ社会保障協定第10条（被用者及び雇用者による共同申請を受け、両国の当局は、協定上の例外を認めることについて合意できるとの規定）に基づく例外措置の申請を行い、日本側当局とチェコ側当局との間で個別に協議を行うこととなりました。その結果、チェコの社会保険料を免除するという例外措置について当局間で合意した場合には、日本年金機構から第10条に基づくチェコの社会保険料免除のための適用証明書を発行いたします。

申請については、以下のように管轄の年金事務所にて手続きをしてください。

1. 今後、チェコに一時的に派遣されるため、チェコの社会保険料の免除を申請するが、現地法人と雇用契約を締結する予定がある方について

協定第10条に基づく申請を行うことになります。適用証明書の申請書の④「就労の形態」欄に新たに該当欄を設けましたので、ボックスにチェックの上、提出してください。

2. 既に適用証明書を保有しているが、現地法人と雇用契約があるため、現時点においてチェコの社会保険料が免除されていない方について

協定第10条に基づく申請を新たに行っていただくことが可能です。その場合は、上記1.と同様に手続きいただくとともに、既に発行済みの適用証明書の（写）もお持ちください。

第10条に基づくチェコ社会保険料免除のための適用証明書の発行に当たっては、チェコ当局との協議が必要となり、免除の可否が判断されるまで一定の期間を要することから、今後従業員の方をチェコに派遣する予定がある場合は、派遣に先立って（赴任の2か月ほど前を目安に）「適用証明書」の申請をいただくと手続きが速やかに進むと思われますので、

平成22年11月24日

ご留意願います。

★ なお、本件につきましては、12月1日からの取扱いとなりますのでご注意ください。

お問い合わせ先

日本年金機構本部国際事業グループ（電話：03-5344-1100（代表））にお尋ねください。また、本事案の経緯等については、厚生労働省年金局国際年金課（電話：03-5253-1111（代表））にお尋ねください。

—厚生労働省・日本年金機構—

届書コード	処理区分	届書
2 4 3		

事務センター長 所 長	副事務センター長 副 所 長	グループ長 課 長	担当者

日・チェコ社会保障協定 厚生年金保険 健康保険 適用証明書交付申請書
船員保険

- ◎ ※欄は記入しないでください。
◎ この申請書を記入する際には、裏面をよく読んでください。

① 事業所の記号	② 被保険者整理番号	③ 生 年 月 日	⑦ 基 礎 年 金 番 号
		☐ 5. 昭和 年 月 日 ☐ 7. 平成	
※			
④ 被 保 険 者 氏 名	⑤ 性別	⑥ 日 本 国 に お け る 被 保 険 者 住 所	⑧ 協定相手国
(フリガナ)	☐ 1. 男 ☐ 2. 女	(フリガナ)	(チェコ) 0 1 0
		〒	
⑨ 就 労 の 形 態			⑩ 協定条文該当区分
☐ 90. 日本の事業所からチェコ共和国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、日本の事業所との間のみ雇用契約を締結している (協定第7条1該当) ☐ 93. 日本の事業所からチェコ共和国内の事業所へ一時的(5年以内の見込)に派遣され、日本の事業所及びチェコ共和国の事業所の両方と雇用契約を締結している ※既に第7条1で発行した場合を含む。(協定第10条該当) ☐ 00. 被用者としてチェコ船籍の海上航行船舶において就労する場合(事業主の所在する国が日本である) (協定第8条該当) ☐ 00. 自営業者としてチェコ船籍の海上航行船舶において就労する場合(通常居住する国が日本である) (協定第8条該当) ☐ 93. 上記以外でチェコ共和国内の事業所で就労するが、チェコ共和国の制度が適用されることにより不利益を被る (協定第10条該当) *「備考」欄にどのような不利益を被るかを具体的に記入してください。			送 信 ※ 90. 7条1該当 ・ 8条 該当 93. 10条該当
⑪ 一時就労開始年月日	⑫ 就労終了予定年月日		
(西暦) 年 月 日	(西暦) 年 月 日		
⑬ チェコ共和国における事業所の登録番号および名称			
事業所登録番号		事業所名称(カナ)	
		事業所名称(英数字)	
⑭ チェコ共和国における事業所の所在地			
(カナ)			
(英数字)			
⑮ 適用証明書要否	⑯ 被 保 険 者 氏 名 (ローマ字)		
※ 0. 要 1. 否	姓 名		
	備考		

裏面を理解したうえで、上記のとおり申請します。

事業所の 所在地 及び 名称	(所在地) 〒	(印)
	(名称)	
	(事業主氏名)	
	(電話) () - () - ()	

受付日付印

社会保険労務士の提出代行者印

(印)

平成 年 月 日 提出

申請にあたっての留意点

この申請書は、厚生年金保険の被保険者が、つぎのいずれかに該当する場合に、その事業主が年金事務所に適用証明書の交付を申請するためのものです。

- a. 事業主の命により、5年を超えないと見込まれる期間、チェコ国内で就労し、日本の事業所との間のみ雇用契約を締結している場合
- b. 事業主の命により、5年を超えないと見込まれる期間、チェコ国内で就労し、日本の事業所及びチェコの事業所の両方と雇用契約を締結している場合（既に第7条1で発行した場合を含む。※この場合、既に発行した適用証明書の写しを添付してください。）
- c. 日本に所在する事業主に雇用される船員である被用者がチェコ船籍の海上航行船舶において就労する場合
- d. 日本に通常居住する自営業者がチェコ船籍の海上航行船舶において就労する場合
- e. 上記のほか、事業主の命により、チェコ国内で就労するが、チェコの社会保障制度のみに加入することにより不利益を被る場合

また、チェコ国内における就労が、事業主の命によるものでない場合は、この申請を行うことができません。

* ここでいう「適用証明書」とは、申請された就労に関して、社会保障協定に基づき日本の社会保障制度のみに加入する（チェコの社会保障制度の加入が免除される）根拠となる証明書です。

* 「通常居住する国が日本である」とは、日本国内に住民登録または外国人登録されており、その住所が生活の本拠であることをいいます。

申請書の記入方法

「③生年月日」:

年号について、該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。

「⑤ 日本国における被保険者住所」:

日本の現住所を記入してください。

「④ 就労の形態」:

該当する番号のボックスをチェック(☑)してください。チェコ制度に適用されることにより不利益を被る理由で「93」に該当する場合は、「備考」欄に具体的状況およびチェコの社会保障制度のみに加入することとなることによってどのような不利益を被るかを必ず記入してください。

この場合には、チェコの担当機関との協議が必要となる場合があります。この協議は、「備考」欄に記入している内容により個別に行われます。なお、適用証明書を交付できるかどうかはチェコの担当機関との協議結果によります。

「⑩一時就労開始年月日」および「⑪就労終了予定年月日」:

チェコ国内において就労を開始する年月日および就労が終了する予定の年月日を西暦で記入してください。

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の発効日(2009(平成21)年6月1日)においてすでにチェコ国内で就労を開始している場合には、「⑩一時就労開始年月日」を「2009年6月1日」として記入してください。発効日から派遣が開始されたものと取り扱われます。

「⑫チェコ共和国における事業所の登録番号および名称」

チェコでの事業所の登録番号は、8桁で構成されています。登録番号が付されていない場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。

「事業所の所在地及び名称」:

事業主が自ら署名する場合には、押印は不要です。